

議案第71号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月17日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 地方公務員法の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第62号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第22条第1項に規定する条件付採用」を「第22条に規定する条件付採用」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。